

「令和3年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修 実施に関する企画運営業務」公募型プロポーザル募集要項

この要項は、「令和3年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修実施に関する企画運営業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和3年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修実施に関する企画運営業務

(2) 業務の内容

別添「令和3年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修実施に関する企画運営業務仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 委託契約額の上限

9,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件(「4 企画提案の参加申込資格」参照)に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課(愛媛県庁第一別館3階)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111(代表) 089-912-2341(直通)

FAX番号 089-931-0888

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案の参加申込資格

本業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)参加者は、次の資格要件を満たすものとする。

(1) 令和2～4年度競争入札参加資格審査申請を受理されており、一次審査実施日時までに当該資格を有する予定であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書提出期限において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始手続き開始の申立てをしている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前 6 ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

- (1) 募集要項等の掲載開始日及び参加申込書受付期間
令和 3 年 3 月 24 日（水）～4 月 7 日（水）まで
- (2) 実施内容等に関する質問書の提出期間
令和 3 年 3 月 24 日（水）～3 月 26 日（金）
- (3) 実施内容等に関する質問内容及び回答事項のホームページ掲載日
令和 3 年 3 月 31 日（水）
- (4) 参加資格の確認結果の通知
令和 3 年 4 月 9 日（金）
- (5) 企画提案書の受付期間
令和 3 年 4 月 12 日（月）～4 月 16 日（金）
※提案者が 5 者を超えない場合は一次審査を省略する。
- (6) 一次審査結果（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション）開始時間の通知
令和 3 年 4 月 19 日（月）
- (7) 二次審査（プレゼンテーション）
令和 3 年 4 月 26 日（月）
- (8) 二次審査結果通知期限
令和 3 年 4 月 28 日（水）

6 募集要項等の配布

- (1) 募集要項等の掲載期間
令和 3 年 3 月 24 日（水）～4 月 7 日（水）まで
- (2) 募集要項等の配布方法
募集要項等は、(1) の間、愛媛県ホームページの発注情報において閲覧することができる。
※愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/index.html>)

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式1）及び同種業務等の実績表（様式2）を提出すること。

なお、提出期間内に参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

(1) 提出方法

持参又は郵送により「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(2) 提出期間

持参による場合は、令和3年3月24日（水）から4月7日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで）とする。なお、郵送による場合は、令和3年4月7日（水）の17時15分までの必着とする。

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和3年4月7日（水）の17時15分までに、辞退届（様式3）を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要項等に質疑がある場合は、質問票（様式4）をWord形式により作成し、電子メールに添付のうえ、「3 担当部局及び連絡先」へ送付のこと。なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、電子メール以外の方法による質疑には回答しない。

(1) 受付期間

令和3年3月24日（水）8時30分から3月26日（金）17時15分まで

(2) 回答方法

愛媛県ホームページの発注情報において、令和3年3月31日（水）までに回答を掲示する。

※愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/index.html>）

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|------------------|----|
| ① 企画提案提出書（様式5） | 1部 |
| ② 法人・団体の概要書（様式6） | 7部 |
| ③ 企画提案書（様式7） | 7部 |

(2) 企画提案書の作成方法

記述はできる限り平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として、次の点に留意して作成のこと。

①業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって行程及び作業手順、基本的な取組方針等について記載すること。

②テキスト構成案

- ア テキストの構成案を作成すること。
- イ 受講者の興味を引くような工夫等

③研修体制について記載すること。

- ア 愛媛県内の営業所等の有無
- イ 現地責任者
- ウ 講師
- エ 実習指導員
- オ 補助員

④研修の実施について記載すること。

- 受講者が効果的に知識を習得するための工夫等

⑤事業者の同種業務の実績

- 過去3年間に実施した同種業務の主要な実績を記載すること。

⑥見積書

- 見積書の様式等は指定しないが、単価及び数量など、内訳を詳細に記載すること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出方法

- 持参又は郵送により「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 提出期間

- 持参による場合は、令和3年4月12日(月)から4月16日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送による場合にあっては、令和3年4月16日(金)の17時15分までに必着とする。

(5) 留意事項

- ①企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ②提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 最優秀提案者の選定

(1) 選定の手続き等

- ①提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の中から最優秀提案者を選定するため、令和3年度愛媛県原子力防災基礎研修及び原子力防災業務関係者研修実施に関する企画運営業務者選定審査会(以下「審査会」という。)を開催する。
- ②審査会における審査は次のとおりとする。
 - ・一次審査 書面審査
 - ・二次審査 書面審査、プレゼンテーション及びヒアリング

ただし、提案者が5者を超えない場合は、一次審査は行わない。

- ③一次審査における書面審査については、次のとおり実施する。なお、一次審査を行った場合、その結果は、全提案者へ通知する。

実施日時 令和3年4月19日(月) ※予定

- ④二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。

ア 実施日時 令和3年4月26日(月) ※予定

(個々の時間、実施場所は、別途通知する。)

イ 説明時間 プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。

ウ 説明者 本業務に従事予定の実施責任者1名及びその他の者2名以内とする。

- ⑤審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

- ⑥審査会でのプレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要により、パワーポイント等の使用を認める。(パソコン、プロジェクターは準備する。当日使用するデータは、CD又はメールにて事前に「3 担当部局及び連絡先」まで提出すること。なお、当日は、提案者の責任で操作すること。)

- ⑦審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

(2) 選定の評価基準

別添「評価基準」のとおり。

11 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

12 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って、契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条の規定により契約金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付する必要があります。

ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除します。

- (3) 別添、仕様書(案)は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容

が追加又は修正される場合がある。

- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

13 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。